

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成20年11月27日(木)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

浅谷 友一郎	小田 泰子	菊池 武克	小林 純子
佐々木 恒美	嶋津 紀夫	鈴木 桂子	樋口 晟子
水野 紀子	三輪 和雄	村松 敦子	

(2) 事務局

近藤義輝事務局長	高坂章二首席書記官	大貫充次席家裁調査官
小林美樹雄事務局次長	海藤徹総務課長	崩出義信総務課課長補佐

4 委員長あいさつ

5 報告等(事務局)

(1) 事務担当者異動報告

(2) 前回の委員会における指摘事項に関する報告

庁舎1階の受付センター入口にあるパソコン画面をタッチして申立書面等を容易に取り出せる装置について、一部の書式(「氏の変更」の申立書)に「子供」と表記していたものがあったが、これを「子ども」と修正した。

(3) 広報活動報告

ア 平成20年5月から庁舎1階待合いコーナーに通町小学校の児童が描いた絵を展示していたが、平成20年11月からは東六番丁小学校の協力を得て、同校の児童が描いた絵を展示した。

なお、通町小学校に絵画を返却した際に、絵画を描いた児童全員に家裁所長から感謝状を贈った。

イ 10月の「法の日」週間に例年どおり各種の広報行事を行った。特に、10月2日に開催した「家裁見学会」では多くの方が訪れて大変好評であった。また、10月7日には法務局、検察庁及び仙台弁護士会の協力を得て、無料法律相談を開催し、多くの相談者が訪れた。

6 議事

(以下、 は委員長、 は委員の発言)

テーマ「裁判員制度」について

(1) 仙台地方裁判所の裁判員裁判用法廷に関する説明(事務局)

(2) 模擬評議体験(第1部:説明及び体験用ビデオ視聴)

(3) 模擬評議体験(第2部:模擬評議)

(4) 意見交換会

本日の家庭裁判所委員会では、前回における委員からの提案により「裁判員制度」

を取り上げることとした。家庭裁判所の運営に直接に関わる事項ではないが、平成21年5月21日から施行されることが決まり、国民の関心も高まっているところであり、この制度を円滑に運用することは、裁判所全体にとって当面する最重要課題であるので、委員の貴重な御意見を是非とも伺いたい。

裁判員制度の模擬評議を体験して感じたことは、裁判員は人の一生を左右するため、責任が重いと実感した。一般市民が重大事件を責任をもって裁くとなると、その後の心のケアとしてカウンセラーを付けることを是非とも考えてもらいたい。仮に、死刑判決を下すとなると、これで本当によかったのかと思ひ悩むこともあると思う。これらの悩みに対するケア対策も、制度的に解決しなければならないと考える。

ちょっと怖いというのが率直な感想である。裁判員による判断は、裁判員の人選とその場の雰囲気が変わるのではないか。この制度は、本当にこれでよいのかと多少心配になった。

今回、模擬評議の題材となった事件は、プロの裁判官でも結果が別れるケースである。

他の裁判と比べて、判決結果が不公平にならないようにすべきである。

一生のうち一回しか裁判員には選任されないだろうが、一般人は裁判の知識などないのである。私は、今回は自然体で臨み、周りに影響されないように注意したが、量刑基準があれば、やはりそれに左右されるだろう。

やはり、難しいと感じた。判断するための材料が少なすぎる。裁判員に対しては、資料等を含め、情報はできるだけ提供すべきである。

弁護士も模擬評議を実体験しているが、裁判官の言動によっては、判断を誘導できる怖い制度であると感じている。当然、裁判官には一定の配慮をしてもらうことが必要になってくる。裁判員制度は、「健全な市民感覚」を取り入れるといわれているが、それがよくわからない。今回の模擬事件の被告人には、更生するチャンスを与え、執行猶予でよいという意見もあったが、量刑表が出れば、それ（厳しい量刑）に合わせてしまうだろう。

私たちが今回体験した模擬評議では、量刑表を見せられてはいるが、それを見たから結論が変わったのではなく、最初からしっかりとみんなで議論して、その後に量刑表を見たということである。やはり、市民感覚が怖いと感じた。自分の市民感覚に安心はできない。確信を持って答えた人こそ、変なのである。不安な人がまともなのかも知れない。被告人の精神状態もわからないのである。わからないことを基準にすべきである。裁判の素人は、自ら基準を発想して考える訓練をしなければならないだろう。先ほどの話にも出たが、判決を出した後のトラウマのアフターケアは必要である。

今回の模擬裁判では、量刑がバランスのとれたものであるかどうか吟味する時間の余裕がなかったが、結局どこまで詰めていけるかである。裁判官は、通常の量刑相場を意識した上で裁判員に説明していくことになると思う。そして、評議で出た量刑意見の幅を詰めていく作業を経て、妥当な結論が導き出せると考える。

最後は多数決であるが、裁判官も十分な議論を心掛けようと考えているはずであ

る。

心神喪失の状態をどう考えるべきかなど、常々、マスコミの報道を見ながら考えているところであるが、精神状態に障害を持った人間が裁判員から抹殺されかねないと危惧している。このような人間が、健常人と同じ罪を犯したとき、「危ないから刑務所等に入れてしまえ。」となる可能性がある。裁判員がきちんと判断できるか心配である。

素人が量刑を考えるのは、かなり難しいと感じた。裁判員は、有罪か無罪かを判断することはできるだろうが、具体的な量刑を考えるのは無理ではないだろうか。率直に言わせてもらえば、結構、厳しいと思う。ただ、裁判員が議論を重ねて各人の量刑の幅を詰めていくことは、民主主義の根幹をなすものであり、裁判員制度は非常に有意義な制度と言える。確かに不安はあるが、問題を一つ一つクリアして解決していけば何とかなると考える。なお、裁判員候補者の辞退の仕方などまだ分からないことも多いが、前向きに考えればよいのではないかと考えている。

私は、今回の事件の被告人に3、4年の実刑が相当と考えたが、やはり後味が悪い。2、3日は眠れないかも知れない。一生に一度しか裁判員を務めないからこそ、厳しい判断の意見を言ったことをとても後悔している。実際に裁判員裁判が始まると、厳しめの強い判決よりも、緩やかな弱い判決へ向かうのではないかと考えている。

7 次回テーマの選定、次回期日について

次回の委員会のテーマについて、御希望あるいは御意見を出していただきたい。

この場では意見が出ないようなので、協議すべきテーマがある方は、12月12日（金）まで総務課までお知らせ願いたい。委員の皆様から特に意見が出ない場合は、裁判所からテーマを提案することとしたい。

次回のテーマは決まり次第連絡する。

次回期日は、平成21年7月2日（木）午後1時30分から同4時までを予定したい。

以 上